

委任並びに相続人代表者指定届

年 月 日

(あて先) 甲州市長

相続人代表者	氏 名	実印
	
	氏 名	印
	
	氏 名	印
	
	氏 名	印
	
	氏 名	印
	

今回、下記の者を相続人の代表者として指定し、農地法（農業経営基盤強化促進法）に基づく手続事務及び許可書等の受領に係る権限を委任しましたので届け出ます。

相 代 続 表 人 の 者	氏 名			
	住 所			
被 相 続 人	亡くなった方の氏 名			
	死亡時の住所			
	死亡年月日	年	月	日
相 続 人	氏 名	被相続人との続柄	住 所	相続分
			(電話)	
			(電話)	
			(電話)	
			(電話)	
			(電話)	

注意事項

農地の所有者が死亡し、相続登記が済んでいない農地については、原則として法定相続人の所有地ということになります。

その農地につき、法定相続人が複数いる場合には、法定相続人の共有物という位置付けになります。

共有物の管理行為（貸付等）については、通常、持分の過半の同意で可能ですが（民法第252条）、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の場合、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用収益権を有する者すべての同意が得られていなければならないと定められており、共有地の場合にも共有者全員の同意が必要であるとされています。ただし、20年を越えない利用権設定にあつては、土地の所有権を有する者の同意は共有持分の二分の一を超える同意でよいとされています。（農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号）

なお、抵当権者は土地の使用及び収益を目的とする権利者ではないので、同意の必要はありません。

利用集積の期間

- 1) 20年を超える利用権設定の場合、法定相続人全員の同意が必要。
- 2) 20年を越えない利用権設定の場合、共有持分の二分の一を超える同意でよい。

記入ならびに添付するもの

相続人は「委任並びに相続人代表者指定届」に、署名捺印をお願いいたします。相続人の名前を自署した場合は認印（シャチハタ以外）の押印で結構ですが、自署できない場合は実印の押印、印鑑証明書の添付が必要です。

相続人代表者については、実印を押印のうえ印鑑証明書を添付してください。

「農用地利用集積計画書」は、相続人代表者を貸し手として提出してください。